

報道発表資料

山形労働局発表

平成 27 年 6 月 5 日（金）

担

山形労働局職業安定部職業安定課
職業安定課長 亀井 泰廣
職業安定課長補佐 菊地 喜好

当

電 話 0 2 3 - 6 2 6 - 6 1 0 9
F A X 0 2 3 - 6 3 5 - 0 5 8 0

寒河江公共職業安定所における文書の誤送付について

山形労働局（局長 森田 啓司）は、寒河江公共職業安定所（所長 齋藤 好浩）において発生した個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおりその事実を確認のうえ、必要な措置を講じましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

寒河江公共職業安定所（以下「寒河江所」という。）において、求人事業主あての就労面接会の開催案内の中に、誤って求職者Aさんの求職票を混入して送付するという誤送付事案が発生した。

※求職票は、公共職業安定所の職員が求職者に対する職業相談・職業紹介業務のために使用するもので、求職者の氏名、現住所、生年月日及び電話番号等の情報が記載されている。

2 事実経過

(1) 平成 27 年 4 月 16 日、A さんは寒河江所に職業相談を受けるために来所し、その際、受付のプリンターで印刷した求職票が書類に用いられた。

(2) 同日同時間帯、職業相談部門において、翌月開催予定の近隣のハローワークとの合同就労面接会の案内を求人事業主あてに送付すべく、大量印刷用の共有のプリンター及び職業紹介用のプリンターを用いて開催案内のチラシを印刷し、別室で印刷された送付状とともに封入・封緘したものを翌日郵送した。

(3) 同月 20 日、送付先のB社からAさんの求職票が同封されているとの電話連絡があり、管理課長が当該事業所を訪問し了解を得たうえで送付内容を確認したところ、送付書類にAさんの求職票が混入していたことを確認し、その時点で誤送付が判明した。

このため、B社に対し経過説明と謝罪を行い、了承を得るとともに、Aさんの求職票を回収した。

(4) 同月 22 日、寒河江所管理課長及び担当統括職業指導官がAさん宅を訪問し、経過説明と謝罪を行い、了承を得た。

(5) なお、Aさんの職業相談時に用いられた求職票が職業相談部門に保管されていること、封入・封緘を行った作業スペースが常に整頓されており、ここで混入する可能性が低いこと等から、開催案内のチラシを印刷中に誤操作等により同じプリンターにAさんの求職票が印刷されて混入した可能性が高く、そのことに気付かないまま封入・封緘されたことが誤送付の原因と考えられる。

3 再発防止策

- (1) 寒河江所において、同月 21 日に全職員を招集して、本事案の経過を説明し、個人情報の適正管理の一環として、個人情報を含んでいない文書についても、個人情報を含む文書が混入していないか一枚ずつ確認すること及び封入・封緘時の確認を徹底することとしたほか、基本動作の更なる徹底を指示した。
- (2) 山形労働局において、当該事案の発生を受け、再発防止策として以下の対策を行った。
 - ①同月 21 日、職業安定部長から管下の公共職業安定所長に対して、メールで事案発生に係る情報提供及び注意喚起を実施。
 - ②同月 22 日から 27 日に同部長及び地方職業安定監察官が管下の公共職業安定所を訪問し、経過説明と各所の個人情報漏えい防止の取組みの確認及び指導を行った。
 - ③5月7日、同部長から管下の公共職業安定所長あてに通知を発出し、注意喚起と再発防止等に係る取組の徹底を指示した。
 - ④同月 18 日、労働基準監督署長・公共職業安定所長合同会議において、山形労働局長が個人情報漏えい防止に係る注意喚起を行なった。